

「横浜市立中学校の授業中における傷害事件に係る保険給付についての和解」について

1 事件の概要等

平成20年2月28日午前11時10分頃、横浜市立港南台第一中学校において、2年生のフライングディスクを使用する選択授業（保健体育科）を受けていた生徒（以下「加害生徒」という。）が、フライングディスクの用具入れに混入していた砲丸を投げたところ、同授業を受けていた他の生徒（以下「受傷生徒」という。）の頭部に当たり、頭蓋骨陥没骨折、外傷性脳損傷等の傷害を負う事故が発生しました。当該事故における受傷生徒に対しては、平成22年第4回市会定例会で和解議案の議決を受け、平成23年1月に横浜市、受傷生徒及び加害生徒との間で和解しました（以下「2 経緯（1）」のとおり）。

当該事故による負傷に係る治療費等（受傷生徒の自己負担分を除く。）については、全国健康保険協会が受傷生徒に保険給付（総額1,078,387円）し、健康保険法第57条の規定に基づき保険給付を行った限度で損害賠償請求権を取得しました。そのため、全国健康保険協会の保険給付分について、横浜市、全国健康保険協会及び加害生徒との間で和解をするものです。

2 経緯

（1）本市、受傷生徒及び加害生徒との和解について（平成22年第4回市会定例会において議決）

- ア 平成20年2月28日 事故発生（その後、入院・手術し、3月15日退院。以降、治療を継続。）
- イ 平成22年11月8日 本市、受傷生徒及び加害生徒との間に和解の協議が調う（過失割合：本市3割、加害生徒7割）。
- ウ 平成22年12月16日 平成22年第4回市会定例会にて和解議案が可決される。
- エ 平成23年1月11日 本市、受傷生徒及び加害生徒との間で和解が行われる。

（2）本市、全国健康保険協会及び加害生徒との和解について（平成23年第2回市会定例会に上程）

- ア 平成20年6月～平成22年4月 全国健康保険協会により受傷生徒に保険給付がなされる。
- イ 平成23年2月7日 本市、全国健康保険協会及び加害生徒との間に和解の協議が調う（過失割合：本市3割、加害生徒7割）。

3 和解金額の詳細

治療費等7割分 (今回和解対象分)	治療費等3割分 (自己負担分)	保険外及び 診断書料	慰謝料・雑費等	損害額合計
1,078,387 円	441,680 円	225,750 円	2,422,759 円	4,168,576 円
給付 ※1	給付	支払	平成23年1月 和解支払分	
全国健康保険協会	(財団法人日本スポーツ振興センター)	加害生徒	本 市 485,377 円 加害生徒 1,937,382 円	
本 市 323,516 円 加害生徒 754,871 円				

※1 健康保険法第57条に基づき、全国健康保険協会は保険給付を行った限度で、被害者から損害賠償請求権を取得